

令和7年度 改定案

※変更部分は、下線等で明示しています。

鎌倉市安全安心まちづくり推進計画

計画期間：令和8年度から令和10年度まで

旧) 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン

新) 鎌倉市安全安心まちづくり推進計画



～地域ぐるみで犯罪の機会を与えないまち～

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月 3 日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年 8 月10日

鎌倉市

目次

1	計画策定に当たって	3
◆	計画の趣旨	3
◆	計画の範囲	3
◆	計画の位置づけ	4
◆	計画期間	4
2	基本理念、基本方針	5
◆	基本理念	5
◆	基本方針	5
3	防犯主要施策の決定について	6
◆	防犯の観点からみた現状・分析・課題	6
◆	(表1) 鎌倉市内刑法犯認知件数	7
◆	(表2) 鎌倉市内刑法犯認知件数(内訳)	7
◆	(表3) 鎌倉市内不審者情報件数(地域別)	7
◆	(表4) 鎌倉市内特殊詐欺被害状況	8
◆	(表5) 鎌倉市防犯グッズ貸出数(地域別)	8
◆	防犯主要施策の決定	9
4	安全・安心まちづくりの推進体制	10
◆	推進体制(基本的な役割)	10
5	令和8年度以降の事業計画	11
	【基本方針1】地域防犯力の向上	11
◆	主要施策	
◆	その他事業	
	【基本方針2】防犯意識の醸成	12
◆	主要施策	
◆	その他事業	
	【基本方針3】まちづくり・しくみづくり	14
◆	主要施策	
◆	その他事業	
6	参考資料	
◆	鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例	20
◆	鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会規則	22
◆	鎌倉市暴力団排除条例	23
◆	協議会開催経過	25
◆	SDG'sの取組	28

1 計画策定に当たって

◆ 計画の趣旨

本市は、「第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画」を平成18年（2006年）6月に策定し、安全で快適な生活がおくれるまちとして「防犯活動の充実・強化」を掲げ、市民、行政、警察等が連携しながら地域の防犯対策に取り組んできました。その後、「鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例」を平成23年4月1日に施行し、計画の策定や安全安心まちづくり推進協議会（※1）の設置等に関する規定を条例に位置付けるとともに、より一層の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指してきました。

本市の刑法犯認知件数（※2）は、平成15年（2003年）をピークに減少傾向にあり、日頃の防犯活動の成果が表れています。しかしながら、コロナ過が終わりを迎えつつあった令和4年から年々増加し、令和6年は年間約700件近くの認知件数があったことから、家庭、職場、学校、地域社会等の理解と協力のもと、普段から犯罪防止について心がけるよう、市民とともに地域に根ざした防犯活動を、引き続き展開していく必要があります。また、犯罪のない地域社会を形成するためには、意識啓発とあわせて防犯に配慮した環境整備を一体的に進めていくことが重要です。

総合計画基本構想の基本理念では、市民自治の確立として、まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざすことが掲げられています。また、地域のことは自らの力で解決しようとする市民の活動がこれまでも活発に行われており、防犯への取組が始まってきたことから、市民とともに地域のことを解決する「市民自治」をより一層推進することが求められています。

こうした状況を踏まえ、本計画は、基本理念、基本方針、具体的な事業等を定め、市民、行政、警察等が役割を分担しながら相互協力のもと、総合的かつ計画的な取組を推進するため策定するものです。策定に当たっては、本市が持続可能なまちづくりを目指すSDG's未来都市であることから、定める具体的な事業については、SDG's・共創・共生の視点に配慮することとします。



※1 「鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会」

「犯罪のない地域社会を形成するための防犯体制を確立すること」を目的に、自治町内会や関係団体等の代表者で構成された協議会です。

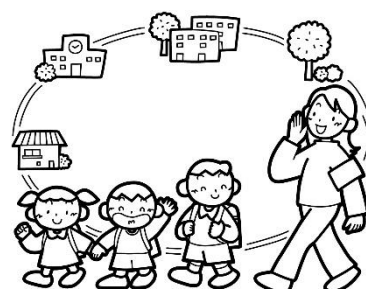
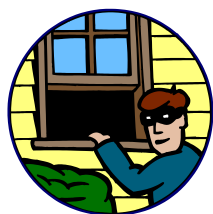
安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、防犯に関する情報共有や防犯活動の推進についての協議等を行います。

※2 「刑法犯認知件数」

警察において刑法に規定する罪に問われる事件のうち、被害の届出を受けた件数（道路上の交通事故に係わる罪を除く）。

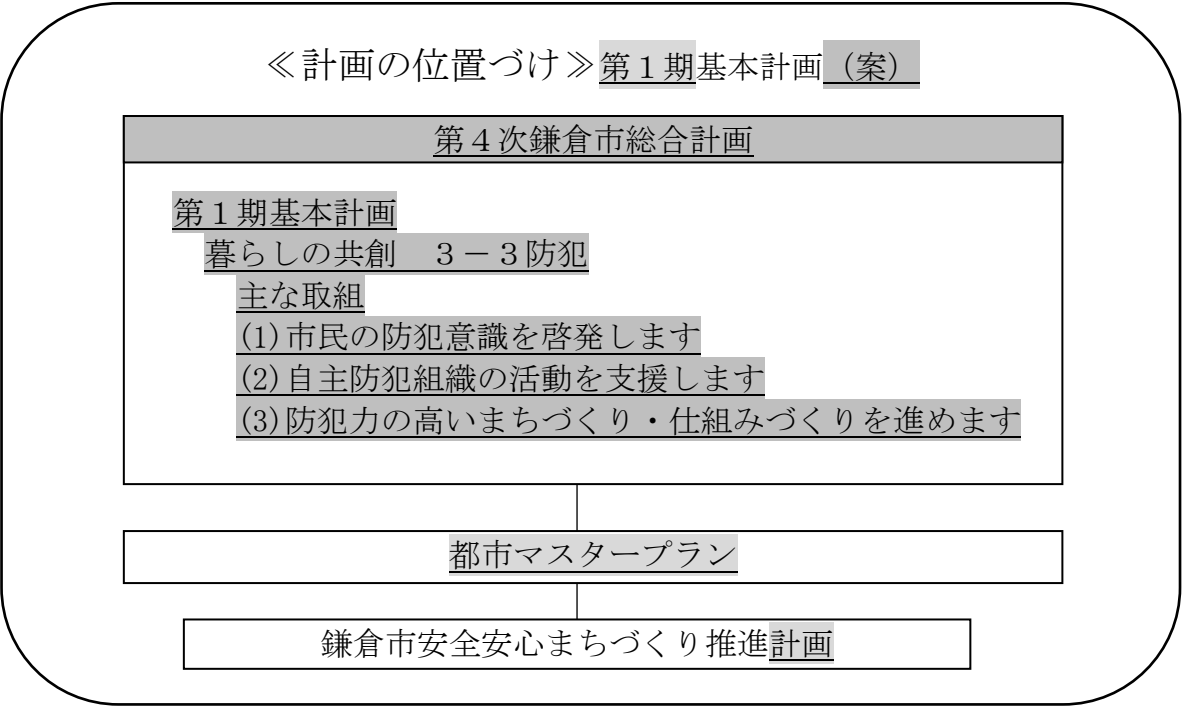
◆ 計画の範囲

市民生活に身近な犯罪（空き巣、忍び込み、自転車盗、ひったくり、車上狙い、特殊詐欺等）の「予防」に関する取組とします。また、条例の趣旨を踏まえ、子どもや高齢者等の安全確保を中心とします。



◆ 計画の位置づけ

第4次鎌倉市総合計画（鎌倉ビジョン 2034 鎌倉ミライ共創プラン 2030）第1期基本計画（案）を推進する個別計画として位置づけます。



◆ 計画期間

令和8年度から10年度までの3年間

平成20年度に策定した「鎌倉市安全安心まちづくり推進計画（推進プラン）」は、計画期間を平成28年度までとしていました。その後、平成29年度に第3期基本計画後期実施計画期間（平成29年度から令和元年度まで）、令和元年度に第4期基本計画の前期（令和2年度から令和4年度まで）、令和4年度に第4期基本計画の後期（令和5年度から令和7年度まで）の計画内容を見直し、さらに令和7年度に第4回の見直しを行いました。

《 計画期間 》

	平成	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第3次 鎌倉市 総合計画	第2期基本計画（10年間）										第3期基本計画（6年間）						第4期基本計画（6年間）										
	前期実施計画									前期実施計画																	
						中期実施計画																					
									後期実施計画				後期実施計画														
第4次 鎌倉市 総合計画																							第1期基本計画				
鎌倉市安全安心まちづくり 推進計画（推進プラン）				当初の計画期間							第1回改定 計画期間			第2回改定 計画期間			第3回改定 計画期間			第4回改定 計画期間							

※ 鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例（平成23年4月1日施行）

市の責務や市民等の役割を定め、自主防犯活動団体の活動促進等を目的とした条例を制定し、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

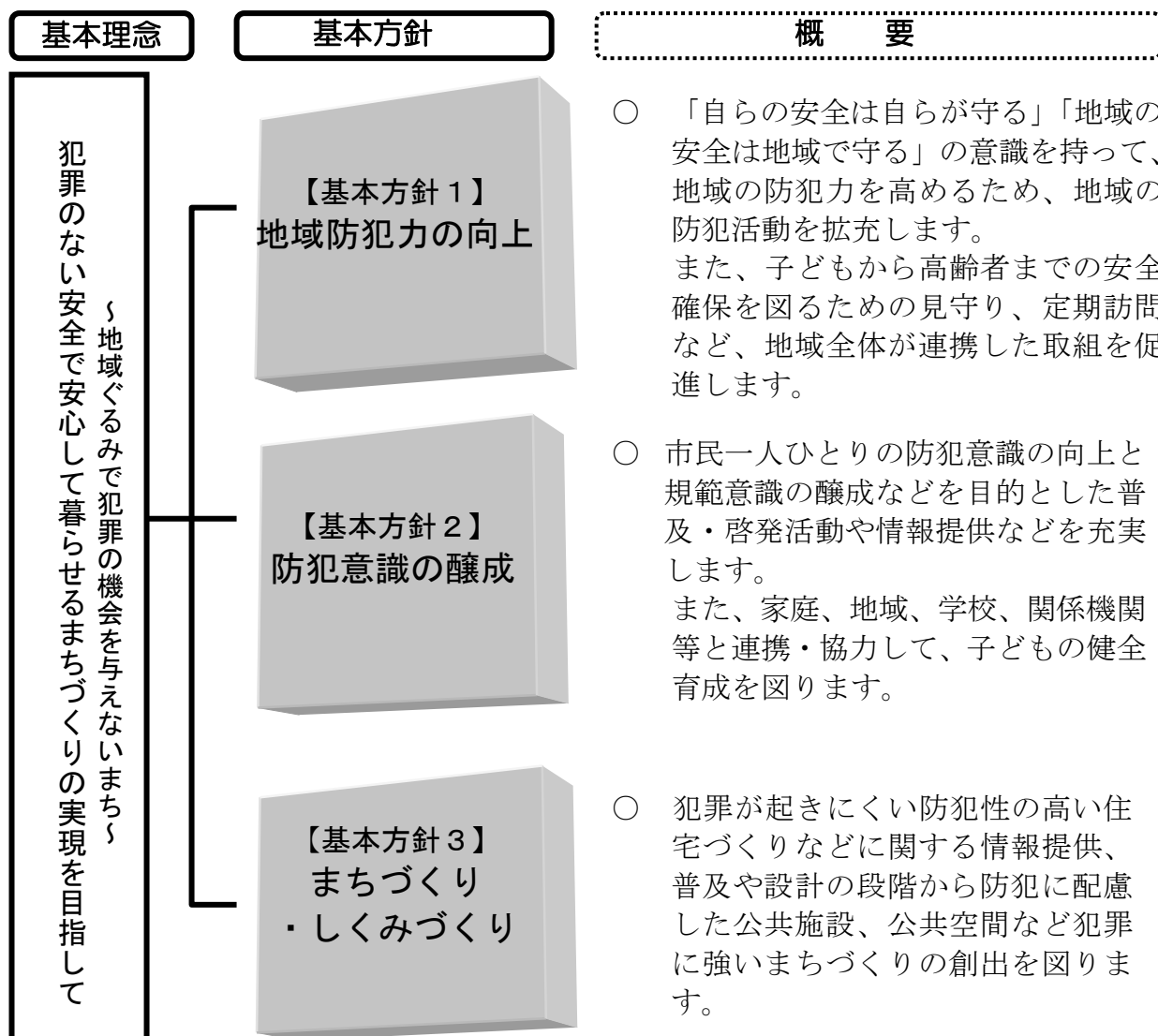
2 基本理念、基本方針

◆ 基本理念

「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す」こととし、このために、犯罪の予防を行うため「地域ぐるみで犯罪の機会を与えないまち」を基本理念とします。

◆ 基本方針

犯罪発生の背景や基本理念を踏まえ、「犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す」ため、次の3項目を基本方針として定めます。



3 防犯主要施策の決定について

◆ 防犯の観点からみた現状・分析・課題

1 現状

(1) 刑法犯認知件数（表 1・2 参照）

本市の刑法犯認知件数は、令和 3 年（394 件）まで減少傾向にあったものの、令和 4 年から増加傾向に転じ、令和 6 年は 700 件近くまで増加しています。

(2) 不審者情報件数（表 3 参照）

本市に寄せられた不審者情報件数は、令和 2 年に 20 件まで減少しましたが、その後大船地域を中心に増加し、令和 6 年は 41 件となっています。

(3) 特殊詐欺被害状況（表 4 参照）

本市の特殊詐欺被害件数は、令和 3 年に 26 件まで減少しましたが、その後増加傾向に転じ、令和 6 年は 49 件となっています。また、特殊詐欺被害額は、令和 3 年は約 6,700 万円でしたが、令和 6 年はその 2 倍以上の約 1 億 3,600 万円となっており急増しています。

(4) 防犯グッズ貸出数（表 5 参照）

防犯活動を行う際の腕章貸出数は 2,265 件となっています。さらに、わんパト腕章の 1,124 件を加えると、合計 3,389 件です。

2 分析

(1) 刑法犯認知件数

神奈川県警察の発表値によると、令和 4 年から増加している刑法犯認知件数の中で、自転車盗、万引き、詐欺の増加が顕著となっています。このため、窃盗対策や知能犯対策が喫緊の対策です。

(2) 不審者情報件数

令和 3 年から 40 件近く発生し続けていることから、犯罪の発生に繋がらないよう、引き続き注意喚起等を行っていく必要があります。

(3) 特殊詐欺被害状況

令和 3 年から被害件数・被害額ともに増加傾向にあることから、引き続き注意喚起等を行っていく必要があります。

(4) 防犯グッズ貸出数

犯罪抑止のためには、より多くの市民等による自主的な防犯活動が欠かせないことから、今後も積極的に市民等に呼びかけ、防犯活動を推進していく必要があります。

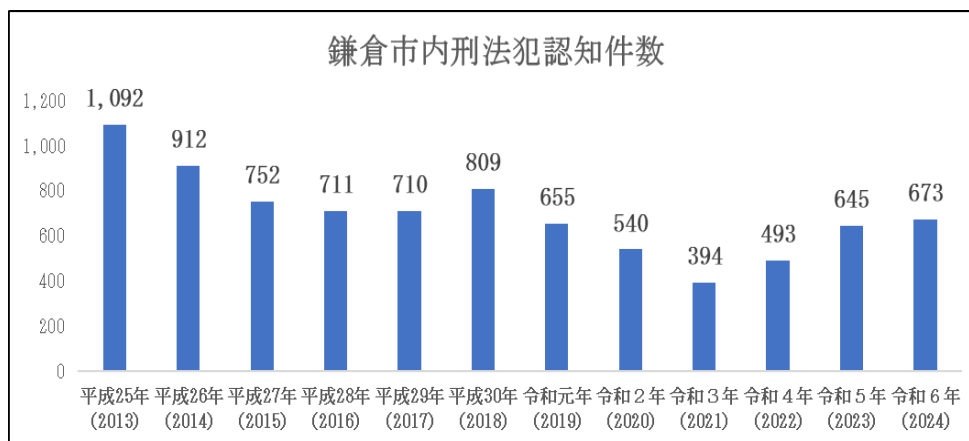
3 課題

市民、行政、警察等様々な主体による防犯活動が行われている中、令和 4 年から徐々に市内の刑法犯認知件数は増加し続けています。また、特殊詐欺の被害額も顕著となっており予断を許さない状況です。このため、今後も引き続き、地域防犯力の向上や防犯意識の醸成等に繋がる各種取組みを総合的・持続的に実施し、安全で安心したまちづくりの推進を図っていく必要があります。

【課題】

- ・ 地域防犯力の向上（自主防犯活動の推進）
- ・ 防犯意識の醸成（防犯啓発の充実）

(表 1)



資料：神奈川県警察ホームページの確定値を基に作成

(表 2)

鎌倉市内刑法犯認知件数（内訳）

罪種	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
凶悪犯	2	4	4	3	10	9
粗暴犯	60	50	49	55	58	73
窃盗犯	445	382	260	325	420	415
知能犯	71	48	30	64	72	82
風俗犯	12	4	6	6	14	16
その他	65	52	45	40	71	78
合計	655	540	394	493	645	673

【罪種別詳細】

凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、不同意性交等

粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

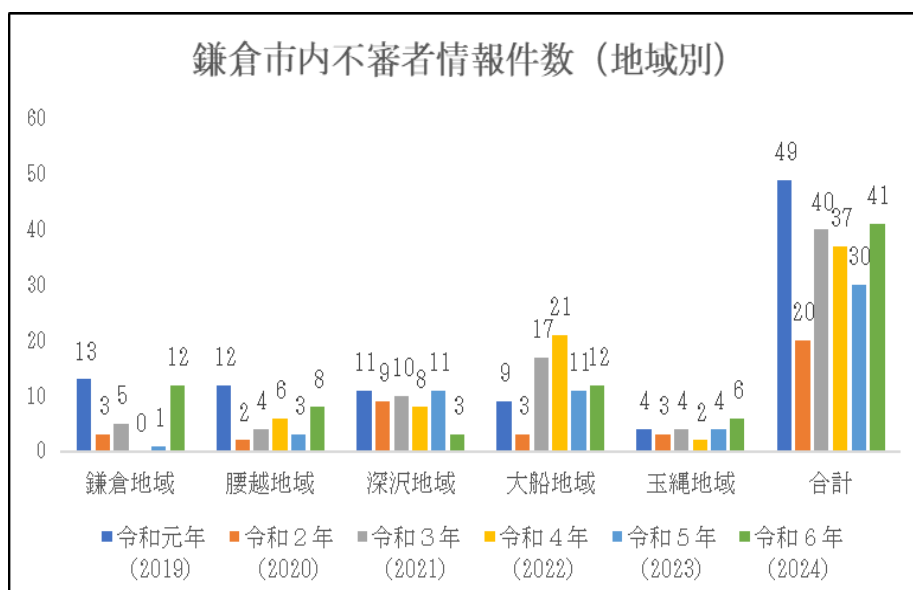
窃盗犯・・・侵入盗、乗物盗、ひったくり、車上ねらい等

知能犯・・・詐欺・横領・偽造・汚職等

風俗犯・・・賭博・わいせつ

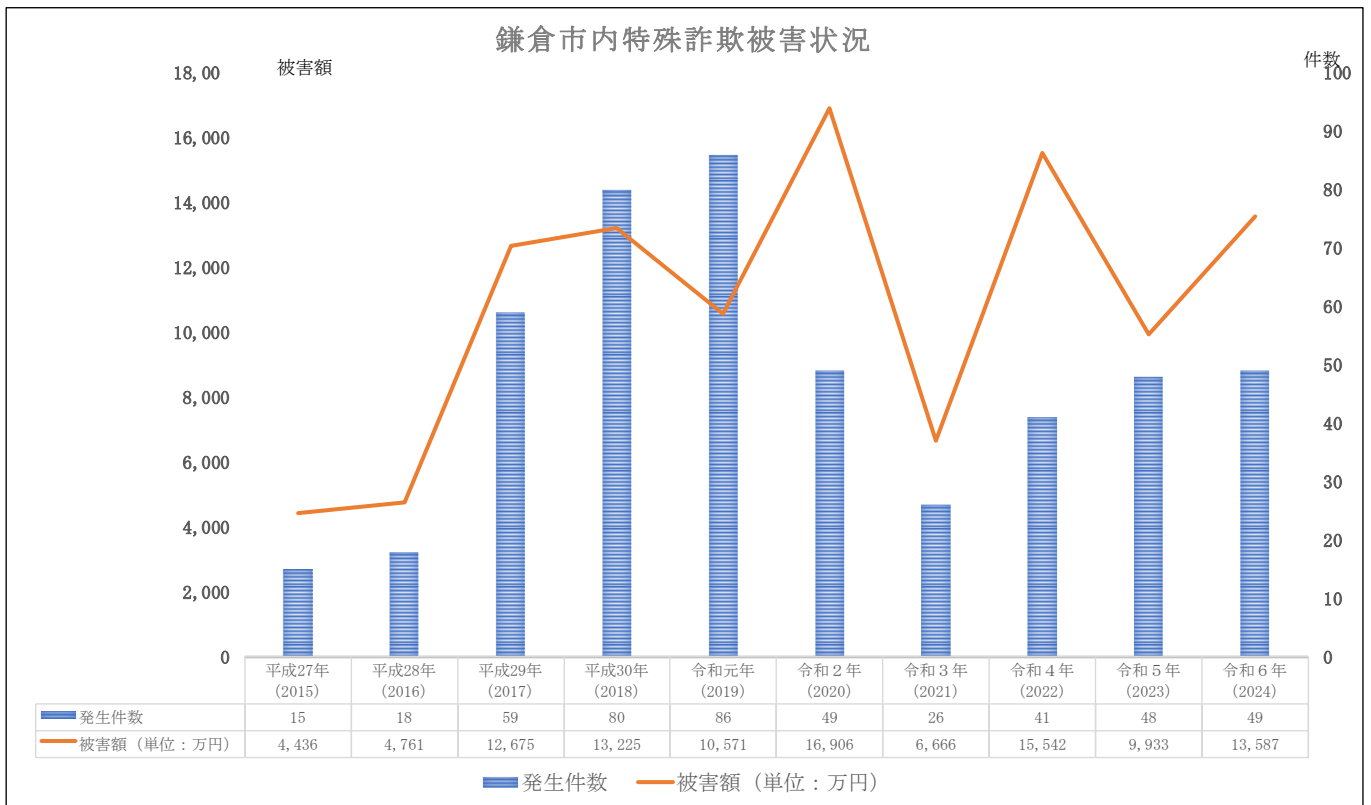
資料：神奈川県警察ホームページの確定値を基に作成

(表 3)



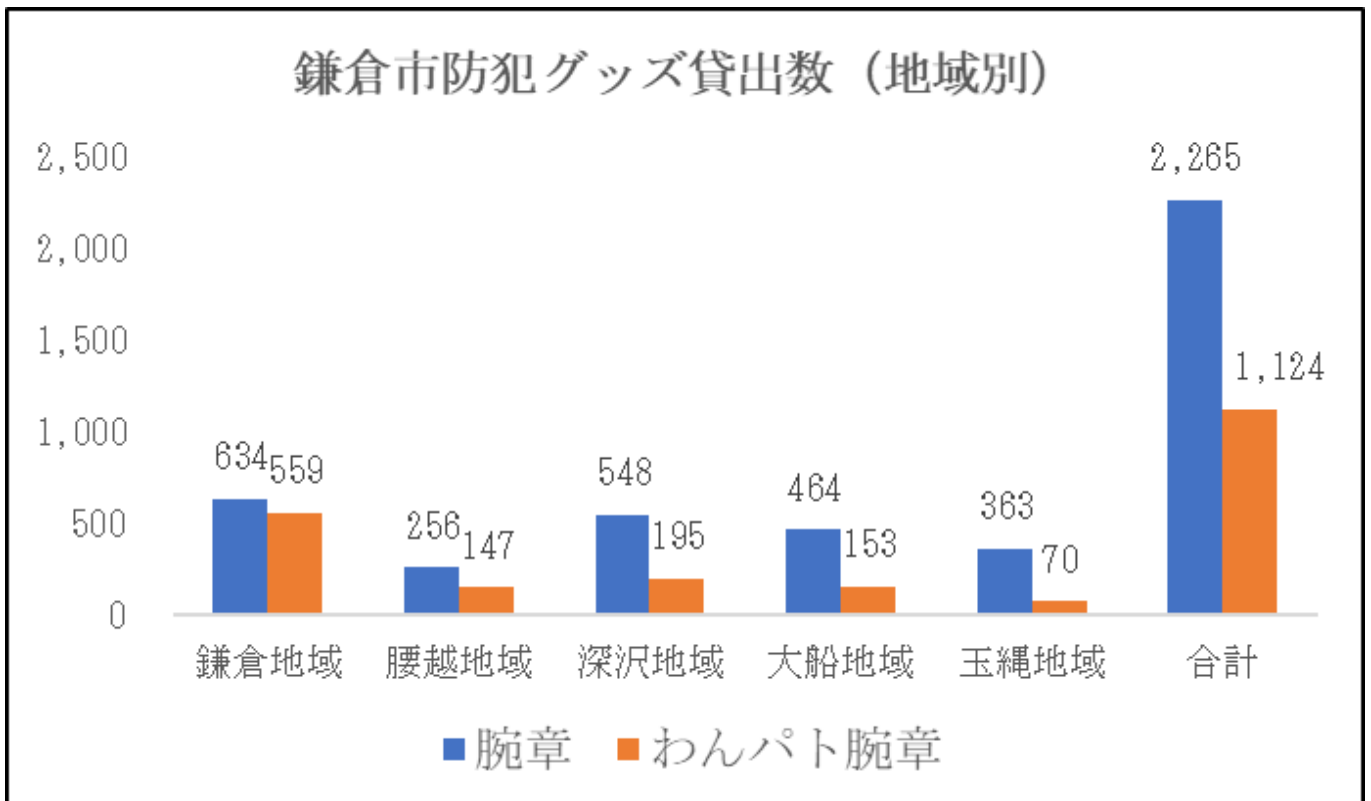
資料：鎌倉市の集計値を基に作成

(表 4)



資料：所轄警察署からの提供値（暫定値）を基に作成

(表 5)



資料：鎌倉市の集計値（令和7年3月末時点）を基に作成

- ◆ 防犯主要施策の決定
課題解決のため、次のとおり防犯主要施策を決定し、重点的に取り組みます。

基本理念：地域ぐるみで犯罪の機会を与えないまち

基本方針 1 地域防犯力の向上

主要施策

- 1-1 自主防犯活動の紹介
- 1-2 防犯グッズの貸出し
- 1-3 地域ぐるみ学校安全モデル事業
(防犯マップの作成等)
- 1-4 声かけふれあい収集事業

その他事業

- 2-1 地域住民、保護者等と連携・協力した通学路等の安全確保
- 2-2 子ども110番（緊急避難場所等の確保）の推進
- 2-3 青色回転灯付自動車による防犯パトロール
- 2-4 青少年健全育成推進街頭キャンペーンの実施

基本方針 2 防犯意識の醸成

主要施策

- 1-1 特殊詐欺に関する注意喚起
- 1-2 特殊詐欺被害防止機能付電話機等に対する補助
- 1-3 防犯講演の実施
- 1-4 防犯キャンペーンの実施
- 1-5 安全安心まちづくり推進ニュースの発行
- 1-6 高齢者、障害者に対する防犯対策
- 1-7 青少年健全育成事業
- 1-8 消費生活啓発事業

その他事業

- 2-1 安全安心まちづくり推進アドバイザーによる防犯相談
- 2-2 女性等への防犯対策
- 2-3 世代間交流事業
- 2-4 ネット犯罪に関わる子どもの安全対策
- 2-5 薬物防止教室、キャンペーン
- 2-6 児童安全指導(子ども、保護者)
- 2-7 道徳教育、特別活動などを通じた教育活動
- 2-8 家庭教育力の向上
- 2-9 防犯教室・訓練
- 2-10 防災無線を活用した啓発活動
- 2-11 青色回転灯付自動車による防犯意識の普及活動
- 2-12 犯罪被害者支援事業

1-2～1-5 新規

基本方針 3 まちづくり・しくみづくり

主要施策

- 1-1 不審者侵入等対応マニュアルの作成及び訓練
- 1-2 街路灯の維持管理
- 1-3 公衆トイレの防犯性向上
- 1-4 防犯の視点を取り入れた各種行政計画、施策の推進（鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの推進）
- 1-5 防犯の視点を取り入れた各種行政計画、施策の推進（再犯防止推進計画）
- 1-6 廃棄物の不法投棄の防止
- 1-7 まち美化活動奨励金交付

その他事業

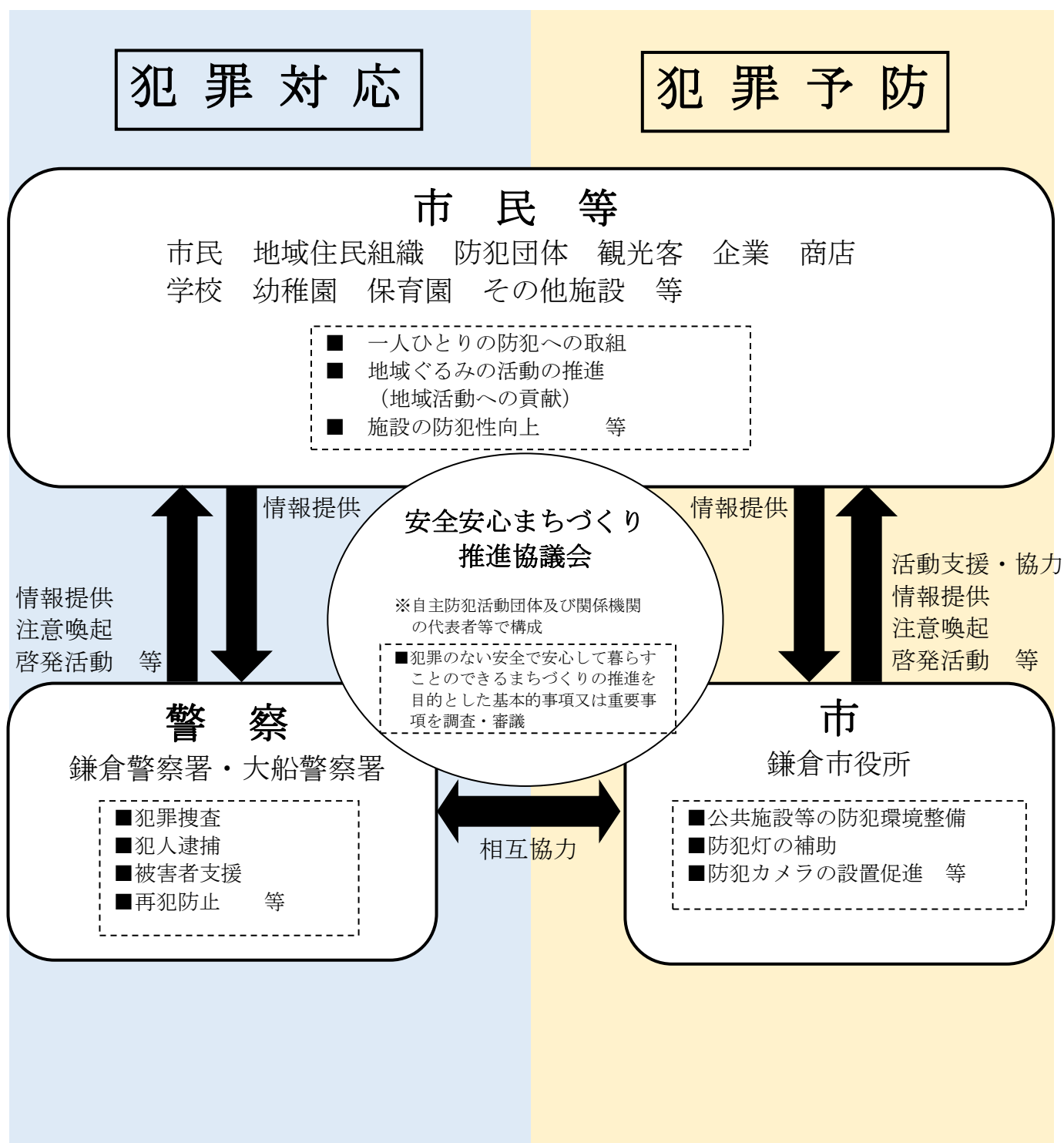
- 2-1 緊急連絡体制づくり
- 2-2 ITを活用した注意喚起情報の発信
- 2-3 児童への防犯ブザー配布
- 2-4 鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会の開催
- 2-5 防犯連絡会の開催
- 2-6 社会を明るくする運動
- 2-7 路上喫煙の防止
- 2-8 深夜花火の防止
- 2-9 暴力団排除の推進
- 2-10 市営駐輪場の利用者に対する注意喚起
- 2-11 商店街共同施設設置費補助金、商店街街路灯等維持管理費補助事業
- 2-12 地域防犯カメラの設置等に対する補助金の交付
- 2-13 街頭防犯カメラの運用
- 2-14 防犯灯の維持管理
- 2-15 防犯灯の維持費、工事費に対する補助金の交付
- 2-16 あき地の環境保全
- 2-17 空き家対策事業
- 2-18 落書き防止対策
- 2-19 アダプトプログラム
- 2-20 公共施設の適正な維持管理を含めた安全点検、防犯対策
- 2-21 公園・緑地・街路樹の防犯対策事業の推進、防犯の視点を取り入れた各種行政計画、施策の推進

4 安全・安心まちづくりの推進体制

◆ 推進体制（基本的な役割）

防犯の基本は、「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」です。まず、市民一人ひとりが自ら防犯意識を持ち、防犯に取り組み、また、地域で連携・協力しながら、地域防犯力や連帯感、結束力を高め、犯罪の機会を与えない、犯罪者を寄せ付けない地域ぐるみの活動を推進していく必要があります。

このため、それぞれの取組とともに、市、警察が連携し、個人や地域の活動を積極的に支援、協力しながら、市民、警察、行政等が一体となった取組を推進していきます。



5 令和8年度以降の事業計画

市民、警察、行政などがそれぞれの役割のもと、連携し協力しながら基本方向に基づく施策を推進していきます。

基本方針1 地域防犯力の向上

主要施策

事業番号	事業名	事業内容・目的	実施主体	達成目標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	SDG's 関連番号
					事業目標(年度ごと)			
					事業実績(年度ごと)			
					達成率(%) (年度ごと)			
1ー1	自主防犯活動の紹介	地域で取り組まれている自主防犯活動を市のHP等で紹介する。	鎌倉市 (地域のつながり課) 市民団体	活動団体の質的向上を図る。	市のHP、防犯講和等を通じて情報発信を行う。	市のHP、防犯講和等を通じて情報発信を行う。	市のHP、防犯講和等を通じて情報発信を行う。	17
					%	%	%	
1ー2	防犯グッズの貸出し	自主防犯活動団体に対して、防犯グッズの貸出しを行う。	鎌倉市 (地域のつながり課) 防犯協会	防犯グッズの貸出し団体数を増加させる。	市のHP、広報紙等を通じて情報発信を行う。	市のHP、広報紙等を通じて情報発信を行う。	市のHP、広報紙等を通じて情報発信を行う。	17
					%	%	%	
1ー3	地域ぐるみ学校安全モデル事業(防犯マップの作成等)	PTA等、自治体、警察等との連携により、危険箇所等を記載した安全マップを作成し、危険回避能力等を養うとともに、防犯意識の向上を図る。	学校等 子ども 保護者 地域 鎌倉市 (教育指導課)	地域・家庭・関係機関と連携し、安全マップの作成や情報交換により防犯意識の向上を図る。	実施	実施	実施	4・11
					%	%	%	
1ー4	声かけふれあい収集事業	高齢者や障害者等の負担を軽減するとともに、ごみの収集に当たり、職員が声をかけて安否を確認することにより、ごみの適正収集と福祉の推進を図る。	鎌倉市 (ごみ減量対策課・環境センター)	高齢者や障害者等のごみ出しの負担を軽減し、安否を確認することにより、ごみの適正収集と福祉の推進を図る。	実施	実施	実施	3・11・12
					%	%	%	

その他事業

事業番号	事業名	事業内容・目的	実施主体	達成目標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	SDG's 関連番号
					事業目標(年度ごと)			
					事業実績(年度ごと)			
2-1	地域住民、保護者等と連携・協力した通学路等の安全確保	継続的な見守り活動を推進していく。	鎌倉市 (教育指導課・地域のつながり課) 保護者 学校等 地域	不審者情報を配信し、保護者等に対して注意喚起を行うことで、通学路等における犯罪防止に努める。	教育委員会等と連携し、情報発信を行う。	教育委員会等と連携し、情報発信を行う。	教育委員会等と連携し、情報発信を行う。	11
2-2	子ども110番(緊急避難場所等の確保)の推進	児童生徒の緊急避難先としての「子ども110番の家」等の地図を配付したり、周知方法を工夫したりする。	保護者 警察 地域 学校等 鎌倉市 (教育指導課)	各学校で機会をとらえ、児童生徒及び家庭に「子ども110番の家」等の周知を図る。	推進	推進	推進	11
2-3	青色回転灯付自動車による防犯パトロール	安全安心まちづくり推進アドバイザーが乗車する青色回転灯付自動車です市内巡回を行う。	鎌倉市 (地域のつながり課)	市内の犯罪発生を抑止する。	防犯パトロールを実施する。	防犯パトロールを実施する。	防犯パトロールを実施する。	5・17
2-4	青少年健全育成推進街頭キャンペーンの実施	行政・学校・関係団体等との連携により、地域社会から少年非行をなくすための啓発活動を実施する。	鎌倉市 (青少年課) 鎌倉市民生委員児童委員協議会等各種団体	継続して行うことを目的としているため、具体的な設定はない。	継続して行う。	継続して行う。	継続して行う。	11・17

主要施策

事業番号	事業名	事業内容・目的	実施主体	達成目標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	SDG's 関連番号
					事業目標(年度ごと)			
					事業実績(年度ごと)			
					達成率(%) (年度ごと)			
1-1	特殊詐欺に関する注意喚起	関係機関・団体と連携し、SNS や広報紙等を通じて特殊詐欺に対する注意喚起情報を発信する。	警察 防犯協会 鎌倉市 (地域のつながり課) 金融機関	防犯意識の普及・啓発を図ることで、特殊詐欺被害を予防する。	防災安全情報メール、LINE、安全安心まちづくり推進ニュースなどを通じて注意喚起を行う。	防災安全情報メール、LINE、安全安心まちづくり推進ニュースなどを通じて注意喚起を行う。	防災安全情報メール、LINE、安全安心まちづくり推進ニュースなどを通じて注意喚起を行う。	17
					%	%	%	
1-2	特殊詐欺防止機能付電話機等に対する補助	特殊詐欺被害防止機能付電話等の購入費に対して補助金を交付する。	鎌倉市 (地域のつながり課)	特殊詐欺被害防止機能付電話等を普及させることで、特殊詐欺被害を予防する。	補助事業を周知するとともに、申請者に対して補助金を交付する。	補助事業を周知するとともに、申請者に対して補助金を交付する。	補助事業を周知するとともに、申請者に対して補助金を交付する。	17
					%	%	%	
1-3	防犯講和の実施	市民に対して犯罪の手口やその対策等を伝え、犯罪被害を予防する。	鎌倉市 (地域のつながり課)	防犯対策の質的向上を図る。	安全安心まちづくり推進アドバイザーによる防犯講和を実施する。	安全安心まちづくり推進アドバイザーによる防犯講和を実施する。	安全安心まちづくり推進アドバイザーによる防犯講和を実施する。	17
					%	%	%	
1-4	防犯キャンペーンの実施	関係機関と連携し、街頭キャンペーンを実施する。	鎌倉市 (地域のつながり課)	防犯意識の向上を図り、犯罪被害を予防する。	特殊詐欺被害等を予防するための街頭キャンペーンを実施する。	特殊詐欺被害等を予防するための街頭キャンペーンを実施する。	特殊詐欺被害等を予防するための街頭キャンペーンを実施する。	17
					%	%	%	
1-5	安全安心まちづくり推進ニュースの発行	市内の刑法犯認知件数や防犯対策等を周知し、犯罪被害を予防する。	鎌倉市 (地域のつながり課)	関係団体等に送付し、防犯意識の向上を図る。	安全安心まちづくり推進ニュースの発行し、自治会町内会等に送付する。	安全安心まちづくり推進ニュースの発行し、自治会町内会等に送付する。	安全安心まちづくり推進ニュースの発行し、自治会町内会等に送付する。	17
					%	%	%	
1-6	高齢者、障害者に対する防犯対策	高齢者等が犯罪被害に遭うことのないよう、関連施設に注意喚起情報を提供する。	鎌倉市 (福祉総務課・地域のつながり課)	高齢者等の犯罪被害を予防する。	広報紙により市内の刑法犯認知件数、防犯対策等に関する情報を提供し、注意喚起を行う。	広報紙により市内の刑法犯認知件数、防犯対策等に関する情報を提供し、注意喚起を行う。	広報紙により市内の刑法犯認知件数、防犯対策等に関する情報を提供し、注意喚起を行う。	17
					%	%	%	
1-7	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を図るため、プランを策定し、それに基づく事業を推進していく。	鎌倉市 (青少年課)	学校、関係機関と連携・協力して、青少年の安全安心な居場所を創出する。	引き続き、子どもたちが多様な体験や活動が行えるよう、各施設の管理・運営を行う。	引き続き、子どもたちが多様な体験や活動が行えるよう、各施設の管理・運営を行う。	引き続き、子どもたちが多様な体験や活動が行えるよう、各施設の管理・運営を行う。	4・11
					%	%	%	

1ー8	消費生活啓発事業	消費者被害の未然防止に向けた情報を発信する。	鎌倉市 (地域共生課 消費生活担当)	消費者被害のない社会の実現を目指す。	・広報紙での啓発 ・自治町内会における啓発紙の回覧 ・消費生活相談員等による出前講座	・広報紙での啓発 ・自治町内会における啓発紙の回覧 ・消費生活相談員等による出前講座	・広報紙での啓発 ・自治町内会における啓発紙の回覧 ・消費生活相談員等による出前講座	4・12
					%	%	%	

その他事業

事業番号	事業名	事業内容・目的	実施主体	達成目標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	SDG's 関連番号
					事業目標(年度ごと)			
					事業実績(年度ごと)			
2ー1	安全安心まちづくり推進アドバイザーによる防犯相談	防犯に関する相談を受け付け、内容に応じた適切な助言等を行う。	鎌倉市 (地域のつながり課)	犯罪被害を予防する。	市の HP 等を通じて防犯相談の周知を行う。	市の HP 等を通じて防犯相談の周知を行う。	市の HP 等を通じて防犯相談の周知を行う。	5・17
2ー2	女性等への防犯対策	女性等への防犯対策について情報の収集・提供を行う。	鎌倉市 (地域共生課(人権・男女共同参画担当))	女性等への防犯対策について情報の収集・提供を行う。	啓発ポスターの掲示やパンフレットの配架等、情報の提供及び犯罪対策の情報収集を行う。	啓発ポスターの掲示やパンフレットの配架等、情報の提供及び犯罪対策の情報収集を行う。	啓発ポスターの掲示やパンフレットの配架等、情報の提供及び犯罪対策の情報収集を行う。	5・10・11・16
2ー3	世代間交流事業	子どもから高齢者まで、様々な世代が交流できる機会の充実を図る。	地域 鎌倉市 (こども支援課・高齢者いきいき課)	こどもたちが自由に遊べる遊び場を提供するほか、子育てに関する情報発信や情報提供を行う。	実施	実施	実施	3・10
2ー4	ネット犯罪に関わる子どもの安全対策	児童生徒を対象としたハイテク犯罪の実情とその安全対策について充実する。	鎌倉市 (教育指導課・地域のつながり課) 学校等 保護者	市立小・中学校において児童生徒を対象としたスマホ・ネット安全教室やサイバー犯罪防止教室を実施する。	実施	実施	実施	4・11・16
2ー5	薬物防止教室、キャンペーン	すべての中学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するよう努めるとともに、実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努める。	鎌倉市 (教育指導課・地域のつながり課) 学校等 保護者	市立小・中学校において、薬物乱用防止教室を実施する。	実施	実施	実施	3・4
2ー6	児童安全指導(子ども、保護者)	児童が不審者等からの暴力に対して、身を守ることができるようにするとともに、安心して安全な学校生活を送ることができるようにする。	鎌倉市 (教育指導課) 学校等	市立小学校第1学年児童に対して、安全指導教室を実施する。	実施	実施	実施	4・11
2ー7	道徳教育、特別活動などを通じた教育活動	児童生徒が秩序を守りながら集団の中で切磋琢磨できるような規範意識の育成等を図るための教育活動を行う。	鎌倉市 (教育指導課) 学校等	道徳教育、特別活動を中心に、教育活動全体を通じて児童生徒の規範意識の育成をする。	実施	実施	実施	4・16
2ー8	家庭教育力の向上	家庭・学校・地域における青少年の非行にかかわる問題意識の共有化を図る。家庭教育の重要性や子どもに対するしつけの大切さを再認識してもらう。学校の非行防止・犯罪被害防止に係る取組や児童生徒の現状、地域における子どもの健全育成に係る取組への理解を深める。	鎌倉市 (教育指導課) 保護者	学校が家庭や地域と連携し、児童生徒の現状、非行に関わる問題の共有化や学校での取組の理解を図る。	推進・充実	推進・充実	推進・充実	4・11・16

2－9	防犯教室・訓練	小学校等において誘拐連れ去り防止教室、不審者侵入対応訓練を実施する。	学校等 鎌倉市 (地域のつながり課) 保護者 地域	受講者一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪被害を予防する。	各小学校、放課後かまくらっ子において、教室・訓練を実施する。	各小学校、放課後かまくらっ子において、教室・訓練を実施する。	各小学校、放課後かまくらっ子において、教室・訓練を実施する。	5
2－10	防災行政用無線を活用した啓発活動	子どもの見守り活動を継続させていく必要があるため、継続した放送活動を実施する。	鎌倉市 (総合防災課)	「夕焼け小焼け」のメロディーを毎日放送する。	毎日放送する	毎日放送する	毎日放送する	11
2－11	青色回転灯付自動車による防犯意識の普及活動	青色回転灯付自動車による市内巡回を行い、市民等に対する防犯意識の普及を図る。	鎌倉市 (地域のつながり課) 自主防犯活団体	犯罪被害を予防する。	青色回転灯付自動車による市内巡回を実施する。	青色回転灯付自動車による市内巡回を実施する。	青色回転灯付自動車による市内巡回を実施する。	5・17
2－12	犯罪被害者支援事業	犯罪被害に遭われた方々が、被害からの回復や平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等への相談対応、日常生活等の支援、情報提供等を行う。 犯罪被害者等支援に関する情報の提供を発信する。	警察 鎌倉市 (地域共生課(人権・男女共同参画担当、くらしと福祉の相談担当)・子ども家庭相談課・地域のつながり課等)	犯罪被害等が必要とする支援を実施する。犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう情報発信及び関係機関と連携を図る。	見舞金の支給や日常生活等支援の経費の一部補助の実施 犯罪被害者等への相談対応 犯罪被害者等支援に関する情報発信 犯罪被害者等支援の周知啓発のための市民講座の実施	見舞金の支給や日常生活等支援の経費の一部補助の実施 犯罪被害者等への相談対応 犯罪被害者等支援に関する情報発信 犯罪被害者等支援の周知啓発のための市民講座の実施	見舞金の支給や日常生活等支援の経費の一部補助の実施 犯罪被害者等への相談対応 犯罪被害者等支援に関する情報発信 犯罪被害者等支援の周知啓発のための市民講座の実施	5・16

基本方針 3
まちづくり・しくみづくり

主要施策

事業番号	事業名	事業内容・目的	事業主体	達成目標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	SDG's 関連番号
					事業目標(年度ごと)			
					事業実績(年度ごと)			
					達成率(%) (年度ごと)			
1－1	不審者侵入等対応マニュアルの作成及び訓練	マニュアルを作成し、職員をはじめ関係者への周知徹底を図る。また、訓練に当たっては、関係機関、地域住民等との連携も図りながら実施する。	鎌倉市 (保育課・青少年課・教育指導課・発達支援室)各施設	関係機関、地域住民等と連携しながら訓練を行う。	推進	推進	推進	4・11・17
					%	%	%	
1－2	街路灯の維持管理	夜間等の通行車両及び歩行者の安全対策を図る。	鎌倉市 (道水路管理課)	既に設置してある街路照明灯の管理を行うとともに、必要に応じて新設を行うなど、安全な通行を確保する。	既に設置してある街路照明灯の管理を行うとともに、必要に応じて新設を行うなど、安全な通行を確保する。	既に設置してある街路照明灯の管理を行うとともに、必要に応じて新設を行うなど、安全な通行を確保する。	既に設置してある街路照明灯の管理を行うとともに、必要に応じて新設を行うなど、安全な通行を確保する。	11
					%	%	%	
1－3	公衆トイレの防犯性向上	防犯の視点を取り入れた公衆トイレの整備に努める。	鎌倉市 (観光課)	鎌倉市公衆便所建設工事費等補助金交付取扱要綱に基づき、今後新たに公衆トイレを設置する場合や、既設トイレを改修する場合は、防犯の視点を取り入れた設計となるよう励む。	公衆トイレの設計・整備	公衆トイレの設計・整備	公衆トイレの設計・整備	7
					%	%	%	

1-4	防犯の視点を取り入れた各種行政計画、施策の推進（鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの推進）	基本目標の1つとして「子どもの権利や安全の確保」を設定し、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指す。	鎌倉市（こども支援課）	当該主要施策における事業に「防犯体制の充実」などを位置づけ、事件や事故の危険から子どもを守り、安全・安心な生活を送ることができるよう、各施策の推進を行う。	鎌倉市こども計画の推進	鎌倉市こども計画の推進	鎌倉市こども計画の推進	11
					%	%	%	
1-5	防犯の視点を取り入れた各種行政計画、施策の推進（再犯防止推進計画）	保護観察対象者を市で雇用する制度の利用促進及び充実を図り、引き続き就労機会の提供に取り組む。また、取組みを広く紹介していくことで、犯罪や非行をした人達の就労機会の確保を図る。	鎌倉市（生活福祉課）	一人	一人	一人	一人	1・10
					%	%	%	
		犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深めるため、更正保護に携わる団体、民生委員・児童委員、自治会・町内会、警察、教育委員会等と連携し、「社会を明るくする運動」を推進する。	鎌倉市（生活福祉課）	推進	推進	推進	推進	1・10
					%	%	%	
		保護司が保護観察対象者と面談する場所を提供するなど、保護司等の民間ボランティアへの協力を実施する。	鎌倉市（生活福祉課）	実施	実施	実施	実施	1・10
					%	%	%	
		住居宅確保給付金制度の活用や居住支援協議会を通じた不動産店への働きかけにより、出所者の住居確保を支援する。	鎌倉市（生活福祉課）	実施	実施	実施	実施	1・10
					%	%	%	
		刑務所・少年院出所後の支援としての医療・福祉サービスの利用を促進する。	鎌倉市（生活福祉課）	促進	促進	促進	促進	1・10
					%	%	%	
1-6	廃棄物の不法投棄の防止	定期的な監視・回収等によって、廃棄物の不法投棄がされにくい環境を維持し、生活環境の保全を推進する。	市民事業者 鎌倉市（環境保全課）	不法投棄への対応率（％）	100％	100％	100％	11・14・17
					%	%	%	
1-7	まち美化活動奨励金交付	自治町内会が自発的かつ継続的に行う美化活動に対して奨励金を交付することによって、まち美化活動を支援し、快適な生活環境を保全する。	市民 鎌倉市（環境保全課）	自発的かつ継続的に行う美化活動に対して奨励金を交付することによって、まち美化活動を支援し、快適な生活環境を保全する。	まち美化活動の推進	まち美化活動の推進	まち美化活動の推進	11・14・17
					%	%	%	

その他事業

事業番号	事業名	事業内容・目的	事業主体	達成目標	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	SDG’s 関連番号
					事業目標(年度ごと)			
					事業実績(年度ごと)			
2－1	緊急連絡体制づくり	より確実な連絡体制の実現を図る。	鎌倉市 (教育指導課・地域のつながり課) 警察	関係機関と連携し、緊急時における連絡体制の確立及び、防犯情報の発信の充実を図る。	推進・充実	推進・充実	推進・充実	5・17
2－2	IT を活用した注意喚起情報の発信	鎌倉市防災・安全情報メールなどにより、注意喚起情報を広く、迅速に発信することで、犯罪被害を予防する。	鎌倉市 (地域のつながり課)	教育委員会や神奈川県警察から寄せられる情報に基づき注意喚起情報発信することで、犯罪被害を予防する。	鎌倉市防災・安全情報メール、X、LINE、HP により情報発信を行う。	鎌倉市防災・安全情報メール、X、LINE、HP により情報発信を行う。	鎌倉市防災・安全情報メール、X、LINE、HP により情報発信を行う。	5・17
2－3	児童への防犯ブザー配布	入学児童に防犯ブザーを配布し、常時携帯させることによって、児童の登下校時の安全確保を図る。	鎌倉市 (こども支援課・教育総務課・発達支援室・保育課)	鎌倉市内の幼稚園、保育園及びおおぞら園卒園児並びに小学校の新入学児童に防犯ブザーを配布する。	防犯ブザーの配布	防犯ブザーの配布	防犯ブザーの配布	11・17
2－4	鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会の開催	協議会を開催し、その中で情報共有や議論等を行うことで、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進する。	鎌倉市 (地域のつながり課)	防犯に関する取組みについて情報共有や議論等を行う。	年1回開催	年1回開催	年3回開催	5・17
2－5	防犯連絡会の開催	情報共有等を行うため、市と警察の関係者で構成する防犯連絡会を開催する。	警察 鎌倉市 (地域のつながり課)	刑法犯認知件等について情報共有を行い、防犯対策を推進する。	年4回開催	年4回開催	年4回開催	5・17
2－6	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深めるため、保護司と連携した運動を推進する。	保護司会 鎌倉市 (生活福祉課) その他関係団体	推進	推進	推進	推進	10
2－7	路上喫煙の防止	路上喫煙防止の指導啓発等によって、路上喫煙による被害の防止及びにまちの美化を図り、快適な生活環境を保持する。	市民事業者 鎌倉市 (環境保全課)	路上喫煙による被害の防止並びにまちの美化を図り、快適な生活環境を保持する。	まち美化活動の推進	まち美化活動の推進	まち美化活動の推進	11・14・17
2－8	深夜花火の防止	深夜花火防止の指導啓発等によって、地域の静穏を保持し、快適な生活環境を保全する。	市民 鎌倉市 (環境保全課)	地域の静穏を保持し、快適な生活環境を保持する。	条例の周知・深夜パトロールの実施。	条例の周知・深夜パトロールの実施。	条例の周知・深夜パトロールの実施。	11・14・17
2－9	暴力団排除の推進	暴力団排除条例等について情報発信を行い、暴力団排除を推進する。	鎌倉市 (地域のつながり課) 市民事業者	社会全体で暴力団を排除するという機運を醸成する。	市 HP により情報発信を行う。	市 HP により情報発信を行う。	市 HP により情報発信を行う。	17

2－10	市営駐輪場の利用者に 対する注意喚起	駐輪場の利用者が自 転車の盗難被害に遭う ことのないよう注意喚 起を行う。	鎌倉市 (都市計画課)	施錠等の防犯 対策を普及・啓 発することで、 自転車の盗難 被害を防止す る。	チラシの貼付等により情報発信を行 う。	チラシの貼付等により情報発信を行 う。	チラシの貼付等により情報発信を行 う。	11
2－11	商店街共同施設設置費 補助金、商店街街路灯 等維持管理費補助事業	街を明るくすることにより夜間の通行の安全性 を高め、防犯に寄与する。	鎌倉市 (商工課)	商店街街路灯の 点灯を継続する。	商店街街路灯の設置、建替、改修等にか かる費用の助成及び電気料金への 助成を実施し、点灯継続を支援する。	商店街街路灯の設置、建替、改修等にか かる費用の助成及び電気料金への 助成を実施し、点灯継続を支援する。	商店街街路灯の設置、建替、改修等にか かる費用の助成及び電気料金への 助成を実施し、点灯継続を支援する。	8
2－12	地域防犯カメラの設置 等に対する補助金の交付	自治会町内会等の自主防犯活動団体が設置 する地域防犯カメラに要する費用等に対 して補助金を交付する。	鎌倉市 (地域のつながり課)	地域防犯カメラの設置等を推進すること で、犯罪の発生を抑止する。	地域防犯カメラの設置、更新、修繕に 要する費用に対して補助金を交付する。	地域防犯カメラの設置、更新、修繕に 要する費用に対して補助金を交付する。	地域防犯カメラの設置、更新、修繕に 要する費用に対して補助金を交付する。	5・17
2－13	街頭防犯カメラの運用	駅前等の自治会町内会がない場所に市が街 頭防犯カメラを設置し、運用する。	鎌倉市 (地域のつながり課)	街頭防犯カメラを設置したことを広く周知 することで、犯罪の発生を抑止する。	市の HP 等により情報発信を行う。	市の HP 等により情報発信を行う。	市の HP 等により情報発信を行う。	5・17
2－14	防犯灯の維持管理	犯罪や事故の発生を抑止するため、市が所有 している防犯灯を適切に維持管理する。	鎌倉市 (地域のつながり課)	防犯灯を適切に維持管理することで、夜間 における犯罪の発生を抑止する。	防犯灯の交換工事等を実施する。	防犯灯の交換工事等を実施する。	防犯灯の交換工事等を実施する。	5・17
2－15	防犯灯の維持費、工事費 に対する補助金の交付	自主的に管理している防犯灯の電気料金、 防犯灯の設置工事に要した費用等に対 して補助金を交付する。	鎌倉市 (地域のつながり課)	防犯灯の設置等を推進することで、夜間 における犯罪の発生を抑止する。	防犯灯の電気料金、設置工事等に対 して補助金を交付する。	防犯灯の電気料金、設置工事等に対 して補助金を交付する。	防犯灯の電気料金、設置工事等に対 して補助金を交付する。	5・17
2－16	あき地の環境保全	不良状態になっているあき地の所有者等へ 改善を指導することによって、あき地の適 正な維持管理を促し、快適な生活環境を確 保する。	市民 鎌倉市 (環境保全課)	あき地の適正な維持管理を促し、快適な生 活環境を確保する。	適正なあき地管理を要請	適正なあき地管理を要請	適正なあき地管理を要請	11・14・17
2－17	空き家対策事業	犯罪・災害等を防止するため、適正な空き 家管理を要請する。	鎌倉市 (都市整備総務課・地域のつながり課)	啓発・要請	啓発・要請	啓発・要請	啓発・要請	11
2－18	落書き防止対策	落書きを防止することによって、まちの美 観及び良好な都市景観を保持し、快適な生 活環境を実現する。	市民 事業者 関係団体 鎌倉市 (環境保全課)	まちの美観及び良好な都市景観を保持し、 快適な生活環境を実現する。	落書き防止への取組みを実施、支援	落書き防止への取組みを実施、支援	落書き防止への取組みを実施、支援	11・14・17

2ー19	アダプトプログラム	市民団体との覚書を交 わし、行政が清掃用具 の支給等の支援を、市 民団体が自主的に清 掃活動を行うことによ って、まちの美化を推進 する。	市民 鎌倉市 (環境保全課)	アダプトプログラ ム団体数(団体)	21 団体	21 団体	21 団体	11・14・17
2ー20	公共施設の適正な維持 管理を含めた安全点 検、防犯対策	小学校に学校警備員を 配置し、校内への不審 者の侵入を未然に防い で学校の安全を確保す る。	鎌倉市 (学校)	小学校内への不 審者の侵入を未 然に防いで学校 の安全を確保す る。	学校警備員配置	学校警備員配置	学校警備員配置	16
		「園児の安全を守る」こ とを目標に、施設の安 全管理の徹底を図る。	保育園	施設の安全管理 を徹底する。	安全管理の徹底	安全管理の徹底	安全管理の徹底	11
		園外散歩時の安全を確 保する。	保育園	園外散歩時の安 全を確保する。	運用	運用	運用	11
		<u>不審者が侵入するなど の緊急時に、全ての指 導員が適切な対応をと り、児童の安全を確保 する。</u>	鎌倉市 (子どもの家)	<u>不審者侵入対応 訓練を実施し、児 童の安全確保に 努める。</u>	訓練の実施	訓練の実施	訓練の実施	11・17
		利用者の安全確保を図 る。	鎌倉市 (子育て支援センター)	施設の安全点検 等適切な維持管 理を実施した。	施設の安全点検等 適切な維持管理を 実施し、利用者の 安全確保を図る。	施設の安全点検等 適切な維持管理を 実施し、利用者の 安全確保を図る。	施設の安全点検等 適切な維持管理を 実施し、利用者の 安全確保を図る。	3
		利用者が安心して利用 できる安全な施設の維 持管理。	鎌倉市 (スポーツ施設)	施設の安全典等 適切な維持管路 を実施。	施設の安全点検等 適切な維持管理を 実施し、利用者の 安全確保を図る。	施設の安全点検等 適切な維持管理を 実施し、利用者の 安全確保を図る	施設の安全点検等 適切な維持管理を 実施し、利用者の 安全確保を図る	12
		利用者の安全対策の 徹底等施設の安全体 制の確認と検証 館内施設の安全対策 に漏れがないか適宜点 検・検証する。	鎌倉市 (図書館)	利用者が快適か つ安全安心して 施設を利用でき るよう、安全対策を 徹底する。	施設内外の安全対 策を行い、利用者 の安全安心を確保 する。	施設内外の安全対 策を行い、利用者 の安全安心を確保 する。	施設内外の安全対 策を行い、利用者 の安全安心を確保 する。	4・16
		学習施設全体の適正な 維持管理を含めた安全 点検、防犯対策を含め た体制を維持する。	鎌倉市 (生涯学習センター)	対策の充実(し指 定管理者による 維持管理)	対策の充実(指定 管理者による維持 管理)	対策の充実(指定 管理者による維持 管理)	対策の充実(指定 管理者による維持 管理)	4・5
		市営住宅の安全な維持 管理。	鎌倉市 (市営住宅)	市営住宅の安全 な維持管理を図 る。	指定管理者による 維持管理(毎月の 定期点検等実施)	指定管理者による 維持管理(毎月の 定期点検等実施)	指定管理者による 維持管理(毎月の 定期点検等実施)	11

		利用者の理解を得ながら防犯カメラを設置し、防犯対策の向上を図る。他の公共施設とのバランスを考慮し進める。	鎌倉市 (芸術館)	利用者が安心して利用できるよう、指定管理者と連携し、対策を実施する。	対策の実施	対策の実施	対策の実施	11
		利用者が安心して利用できる施設を維持するため、施設の安全点検等、適切な維持管理を実施する。	鎌倉市 (老人福祉センター)	施設の安全点検等、適切な維持管理を実施する。	施設の安全点検等、適切な維持管理を実施する。	施設の安全点検等、適切な維持管理を実施する。	施設の安全点検等、適切な維持管理を実施する。	11
2ー21	公園・街路樹の防犯対策事業の推進、防犯の視点を取りいれた各種行政計画、施策の推進	<u>犯罪及び事故防止等のため、公園の樹木や街路樹の剪定等により死角をつくらないようにする。</u>	都市公園＝指定管理者 児童遊園等＝(公財)鎌倉市公園協会 緑地・街路樹＝行政(みどり公園課)	樹木の剪定等	樹木剪定等	樹木剪定等	樹木剪定等	11

6 参考資料

鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例

平成23年3月31日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害の防止等について、市の責務並びに市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等の役割を明らかにするとともに、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 自主防犯活動団体 自主的な防犯活動を行っている団体をいう。
- (3) 土地所有者等 市内に土地、建物その他の工作物を所有し、管理し、又は占有する者をいう。

(基本理念)

第3条 市及び市民等（市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等をいう。以下同じ。）は、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性を認識し、それぞれの責務及び役割を果たし、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものとする。

2 市及び市民等は、地域の状況及び地域住民の意向を踏まえ、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりについて、それぞれの役割の中で互いに連携し協力して推進するものとする。

3 市及び市民等は、自由と権利を不当に侵害しないように配慮し、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための啓発及び広報活動
- (2) 自主的な防犯活動に対する用具の提供及び犯罪被害防止のための助言等
- (3) 犯罪を起こさにくい視点を取り入れたまちづくりへの施策実施による環境整備
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、次に掲げる事項について十分配慮するものとする。

- (1) 子ども及び高齢者等の安全の確保
- (2) 地域の実情及び特性に応じた安全性の向上
- (3) 市民等及び関係機関等との連携

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において自ら安全の確保に努め、地域における防犯活動に自主的に取り組み、市、自主防犯活動団体、事業者、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(自主防犯活動団体の役割)

第6条 自主防犯活動団体は、地域社会を構成する一員としての自覚を認識し、地域の実情及び特性に応じた活動を通じ、市、市民、事業者、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、所有又は管理する施設及び事業活動に関し、自ら安全の確保に努め、地域社会を構成する一員としての自覚を認識し、市、市民、自主防犯活動団体、土地所有者等及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第8条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、所有し、管理し、又は占有する土地、建物その他の工作物に関し、自ら安全の確保に努め、市、市民、自主防犯活動団体、事業者及び関係機関等と連携し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(計画の策定)

第9条 市長は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、鎌倉市安全安心まちづくり推進計画を策定するものとする。

(安全安心まちづくり推進協議会の設置)

第10条 市長の附属機関として鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を目的とした基本的事項又は重要事項を調査し、審議するものとする。

3 協議会は、委員22人以内をもって組織する。

4 委員は、自主防犯活動団体及び関係機関等の代表者並びに市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年6月5日に策定された鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランは、第9条の規定により定められた鎌倉市安全安心まちづくり推進計画とみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例（平成23年3月条例第18号）により設置された鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総務する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 協議会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、この協議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が事業活動又は市民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨とし、市、県、他の市町村、事業者、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター（法第32条の3第1項の規定により公安委員会から指定を受けた者をいう。）との密接な連携を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、県が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団排除に必要な役割を果たすように努めるものとする。

(職員等への不当な要求に対する措置)

第6条 市は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第9条第2項において同じ。）が、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。第9条において同じ。）の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付における暴力団排除)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の管理における暴力団排除)

第9条 市は、暴力団又は暴力団経営支配法人等にその設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

2 市長、教育委員会及び指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例（集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。）の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。

(市民に対する支援)

第10条 市は、市民が暴力団排除に必要な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第12条 市は、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

付 則 (平成24年9月14日条例第11号)

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日から施行する。

《協議会開催経過》

回	開催日	概要
1	平成16年8月27日	1 会長・副会長選出 2 会議及び会議録の公開等について 3 安全・安心まちづくりの推進について 4 現状報告について
2	平成16年11月26日	1 現状報告について 2 安全・安心まちづくり推進協議会における緊急連絡体制づくりについて
3	平成17年3月29日	1 現状報告について 2 安全・安心まちづくり推進協議会における緊急連絡体制づくりについて 3 市内各組織等における広報・啓発活動について
4	平成17年5月25日	1 現状報告について 2 安全・安心まちづくり推進に係る基本的な考え方について
5	平成17年9月28日	1 現状報告について 2 安全・安心まちづくり推進施策体系図について 3 子どもの安全確保について
6	平成17年11月30日	1 現状報告について 2 市役所の取り組み等について(報告) 3 安全安心まちづくりに係る推進方策について(中間報告) 4 子どもの安全確保について
7	平成18年3月28日	1 現状報告について 2 平成18年度の市の取り組みについて 3 「安全・安心まちづくりに係る推進方策について(中間報告)」の確認について ※市長へ中間報告提出
8	平成18年5月24日	1 現状報告について 2 「安全・安心まちづくりに係る推進方策について(中間報告)」に基づく個別施策について
9	平成18年8月31日	1 会長・副会長選出 2 現状報告について 3 「安全・安心まちづくりに係る推進方策について(中間報告)」に基づく個別施策について
10	平成18年11月30日	1 現状報告について 2 「安全・安心まちづくりに係る推進方策について(最終報告)」の素案について 3 「鎌倉市安全・安心まちづくり推進協議会」の名の使用について
11	平成19年3月23日	1 現状報告について 2 「安全・安心まちづくりに係る推進方策について(提言)」(案)の確認について ※市へ最終報告提出
12	平成19年11月30日	1 会長・副会長の選出 2 現状報告について 3 「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン」(素案)について

13	平成20年3月26日	1 現状報告について 2 「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン」(素案)について 3 平成20年度の市の取組みについて 4 「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」への参加に係る意向打診について
14	平成21年11月18日	1 会長・副会長の選出 2 現状報告について 3 「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの進捗状況について」
15	平成22年3月29日	1 現状報告について 2 安全・安心まちづくり推進に係る条例制定について
16	平成22年5月28日	1 現状報告について 2 安全・安心まちづくり推進に関する条例制定について
17	平成22年8月24日	1 現状報告について 2 (仮称)鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり推進条例の制定について
18	平成23年5月31日	1 会長・副会長の選出 2 神奈川県暴力団排除条例について 3 (仮称)鎌倉市暴力団排除条例について 4 現状報告について
19	平成23年8月23日	1 (仮称)鎌倉市暴力団排除条例について 2 現状報告について
20	平成24年3月23日	1 「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン」について 2 現状報告について
21	平成25年3月27日	(研修会) 1 「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン」事業報告について 2 市内刑法犯認知状況等について 3 神奈川県警察本部視察
22	平成26年11月20日	1 会長・副会長の選出 2 「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン」事業報告について 3 新たな防犯啓発事業の取組みについて 4 市内刑法犯認知状況等について
23	平成27年3月25日	1 平成27年度鎌倉市安全・安心まちづくり推進協議会の取組みについて 2 新たな防犯啓発事業の取組みについて 3 平成26年市内刑法犯認知状況について
24	平成29年10月3日	1 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの事業実績について 2 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの事業計画について 3 市内刑法犯認知状況等について
25	令和元年11月14日	1 会長・副会長の選出 2 市内刑法犯認知状況等について(鎌倉警察署、大船警察署) 3 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの事業実績について 4 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの事業計画について
26	令和2年3月9日 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催	1 令和元年度第2回鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会の書面による開催について 2 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの改定について

27	令和3年1月5日 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催	1 令和2年度第1回鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会の書面による開催について 2 令和元年度鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの取組みについて
28	令和3年10月6日 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催	1 令和2年度の鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの取組みについて 2 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランの改定について
29	令和4年1月21日 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催	1 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン策定の経過と構成内容について 2 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン改訂に向けた今後のスケジュールについて 3 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン(令和5年度～令和7年度)の構成案について
30	平成4年8月24日	1 市内刑法犯の認知状況等について 2 令和3年度鎌倉市安全安心まちづくり推進プランの取組実績について 3 鎌倉市安全安心まちづくり推進プラン(令和5年度～令和7年度)の改定について
31	平成4年11月15日	1 市内刑法犯の認知状況等について 2 鎌倉市安全安心まちづくり推進プラン(令和5年度～令和7年度)の改定について
32	令和5年3月15日	1 鎌倉市安全安心まちづくり推進プラン(令和5年度～令和7年度)の改定について 2 その他
33	令和5年8月18日	1 市内刑法犯の認知状況等について 2 鎌倉市安全安心まちづくり推進プランの取組みについて 3 その他
34	令和6年8月19日	1 市内刑法犯の認知状況等について 2 鎌倉市安全安心まちづくり推進プランの取組みについて 3 その他

SDG ‘s の取組

平成27年（2015年）9月に国連本部において「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDG s」という。）を含めた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダとは、国際的な取組についての行動計画です。その中でも、SDG sは令和12年（2030年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標のことをいいます。日本政府においても、平成28年（2016年）5月20日、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「維持可能な開発目標推進本部」を設置し、同年12月22日には「SDG s 実施指針」を定め、地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDG sの要素を最大限反映すること」を推奨しており、本計画においても、その趣旨を踏まえながら、各施策に取り組んでいきます。



本計画に関連している主な該当番号は、以下のとおりです。

番号	開発目標
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを
16	平和と公正をすべての人に
17	パートナーシップで目標を達成しよう